



千建連発第73号  
令和3年10月19日

各構成団体の長様

千葉県建設産業団体連合会  
会長 高橋順一  
(公印省略)

#### インボイス制度に係る登録申請の開始等の公表及び新たな広告掲載の協力依頼について

標記について、(一社)全国建設産業団体連合会を通じ、国土交通省より、別添資料のとおり連絡がありました。

詳細につきましては、下記の国税庁のホームページ等をご確認いただき、貴団体会員に対して周知していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、新たな広告(別添1)が作成されましたので、各構成団体が発行する広報誌に掲載された際には、下記の連絡先まで別添「インボイス広告掲載報告」に記入し、ご連絡していただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

#### 記

##### ◆国税庁 インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

##### ◆オンライン説明会 消費税 インボイス制度特集

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx\\_jc031qc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc)

##### ◆広告掲載に伴う連絡先

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課

木村 [kimura-h2f6@mlit.go.jp](mailto:kimura-h2f6@mlit.go.jp)

鈴木 [suzuki-c2j5@mlit.go.jp](mailto:suzuki-c2j5@mlit.go.jp)

以上

事業者の方へ /

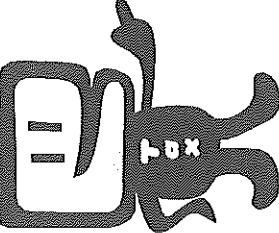


# 登録申請受付中！



令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！



- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。  
 説明会サイトへ▶

- インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覗ください。
- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）  
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

事業者の方へ /



# 消費税の インボイス 登録申請受付中！



令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- [e-Taxソフト(WEB版)]、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

## 全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。



説明会サイトへ▶

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）  
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覗ください。



事業者の方へ／

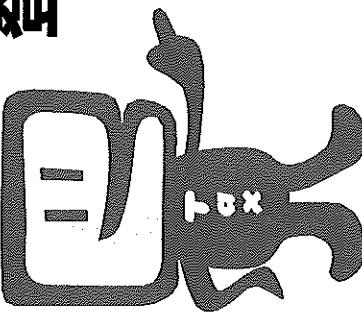


# 登録申請書類交付中！



令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナシャーバーカードの取得が必要です。

## 全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）  
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）



# 事業者の方へ /



## 登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

### 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- [e-Taxソフト(WEB版)、「e-Taxソフト(SPF版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。]
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



### 全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスセンターで受け付けております。  
[専用ダイヤル] 0120-205-553 (無料)  
[受付時間] 9:00～17:00 (土日祝除く)

- インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覗ください。

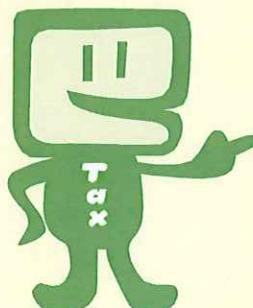
＼事業者の方へ／



消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請 受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録  
申請が必要です。



登録申請手続は、  
**e-Tax**をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
**オンライン説明会を開催**

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスセンターで受け付けております。

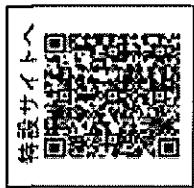
**[専用ダイヤル] 0120-205-553(無料)**

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶





インボイス 記事下広告の広報誌等への掲載一覧表

(2021年10月～)

広報誌等の名称（掲載号数を含む）		出版社名	掲載予定日	担当部署（局・課室）
例	(例) ○○ニュース 6月号	(一社)○○連合会	1月14日	総合政策局政策課
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考